

佐賀県居宅介護職員初任者研修等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)の規定に基づき、佐賀県(以下「県」という。)又は県が指定する事業者(以下「事業者」という。)が実施する居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修一般課程、同行援護従業者養成研修応用課程及び行動援護従業者養成研修課程(以下「研修」という。)について、「居宅介護従業者養成研修等について」(平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体(以下「実施主体」という。)は県又は事業者とする。ただし、県は事業の一部又は全部を適当と認められる講修機関等に委託することができる。

(研修課程及び受講対象者)

第3条 研修の課程及び受講対象者は、次のとおりとする。

課程	研修時間	受講対象者
居宅介護職員初任者研修課程	130 時間	居宅介護事業に従事する者又は従事することを希望する者。
障害者居宅介護従業者基礎研修課程	50 時間	障害者居宅介護事業に従事する者又は従事することを希望する者。
重度訪問介護従業者養成研修基礎課程	10 時間	重度訪問介護事業に従事する者又は従事することを希望する者。
重度訪問介護従業者養成研修追加課程	10 時間	重度訪問介護事業に従事する者又は従事することを希望し、基礎課程を修了した者。ただし、基礎課程と追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。
重度訪問介護従業者養成研修統合課程	20.5 時間	重度訪問介護事業に従事する者又は従事することを希望する者。
重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程	12 時間	重度訪問介護事業に従事する者又は従事することを希望する者。

同行援護従業者養成研修 一般課程	28 時間	同行援護事業に従事する者又は従事することを希望する者。
同行援護従業者養成研修 応用課程	6 時間	同行援護事業に従事する者又は従事することを希望し、一般課程を修了した者。ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。
行動援護従業者養成研修 課程	24 時間	行動援護事業に従事する者又は従事することを希望する者。

(研修の基準及びカリキュラム)

第4条 前条の表の研修課程に係る基準及びカリキュラムについては、別紙のとおりとする。

(研修科目の免除)

第5条 実施主体は、研修科目の一部または全部について免除することができるものとする。その対象となる者及び免除の事項は、告示及び通知第2並びに別表のとおりとする。

2 事業者は研修科目の全科目を免除する場合には、修了証明書を交付することはできない。

(情報の開示)

第6条 実施主体は、受講者に対し研修内容等を明示するため、次掲げる各事項を明らかにした学則等を定め、公開するものとする。

- (1) 開講目的
- (2) 研修の名称
- (3) 研修の実施場所
- (4) 研修の実施期間
- (5) 研修カリキュラム
- (6) 講師氏名、担当科目
- (7) 受講資格・受講定員
- (8) 受講手続、受講者決定方法等（募集要領等）
- (9) 受講者負担金
- (10) 使用テキスト

(研修の方法)

第7条 研修は、講義及び演習により行い、講義と演習を一体的に行うものとする。ただし、実施主体が希望する場合は、項目の中で演習を行うことができる。

- 2 実施主体は、受講者の研修への出席状況、成績等受講者に関する状況を確実に把握し、保存するものとする。

(修了の認定)

第8条 実施主体は、研修を修了した者に対し、修了証明書及び携帯用修了証明書（様式第7号）を交付するものとする。

(名簿の管理)

第9条 実施主体は、毎年度、事業終了後、60日以内に居宅介護職員初任者研修等修了者名簿（別添様式）を作成し、管理するとともに、事業者については知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、事業者から提出された名簿を適切に管理するものとする。

(事業者の指定要件)

第10条 事業者の指定の要件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 研修を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- 2 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- 3 実施する研修について、次の要件を満たすこと。
 - (1) 継続的に毎年1回以上開催すること。ただし、第15条の規定による休止の届出をしたときは、この限りでない。
 - (2) 研修内容が、第4条に定めるカリキュラムの内容以上のものであること。
 - (3) 講義、演習及び実習を担当する講師については、各科目を教授するのにふさわしい知識、技術、資格及び実務経験を有する者が必要な人数確保されていること。
 - (4) 実習を実施するにあたっては、適切な施設又は事業所等と連携し、実習を行うのに適当な体制が確保されていること。
 - (5) 事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又

は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 事業者は、前項のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

4 複数の都道府県にわたって事業を実施する事業者の指定については、次の各号のいずれかの要件を満たすこと。

(1) 通信形式による研修事業等同一の事業者が一体的に実施する場合において、本部、本校等主たる事業所の所在地が佐賀県内にあること。

(2) 研修実施場所、研修講師等又は受講生の募集を佐賀県で行う等、研修事業を独立して実施する事業所が佐賀県内にあること。

(指定の申請)

第11条 事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、初回の研修の受講者の募集を開始しようとする日の60日前までに、佐賀県居宅介護職員初任者研修等事業者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 学則

(2) 担当講師一覧表

(3) 講師の履歴書（資格等の証明書の写し添付）

(4) 講義及び演習会場の面積、定員等がわかる平面図

(5) 実習施設の利用計画書及び実習施設設置者の承諾書

(6) 申請者の事業概要・組織概要

(7) 申請者の収支状況及び資産状況（申請者の予算書・決算書及び貸借対照表等）

(8) 申請者の定款、その他の基本約款及び登記事項証明書等

(9) 誓約書（様式第8号）

(10) 研修事業計画書（様式第2号）

(11) 研修カリキュラム及び日程

(12) 事業収支予算書

(13) 研修修了の認定方法及び修了証明書の様式

(14) 募集広告、受講案内、パンフレット等の案文

※講義を通信で行う場合

(15) 通信添削課題

(16) 面接指導を行う講義及び演習会場の平面図及び使用承諾書添付

(17) 添削指導及び面接指導の講師の一覧（履歴書・資格等の証明書の写し添付）

(指定の通知)

第12条 知事は、申請者及び事業の内容を審査し、事業者指定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に審査結果を通知するものとする。

2 知事は、前項の審査において適当と認めることができないときは、理由を付して申請を却下するものとする。

(研修実施の届出)

第13条 事業者は、2回目以後の研修を実施するときは、その都度、受講者の募集を開始する30日前までに、研修事業計画書（様式第2号）に、第11条第1項(11)から(14)に掲げるものを添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(事業変更の届出)

第14条 事業者は、指定を受けた事業の内容に関して変更が生じた場合は、10日以内に変更届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(事業休止等の届出)

第15条 事業者は、事業を休止、再開又は廃止する場合には、休止・再開・廃止届（様式第6号）を10日以内に知事に提出しなければならない。

(事業の実績報告)

第16条 事業者は、毎年度、事業終了後、60日以内に事業実績報告書（様式第4号）及び第9条に掲げる居宅介護職員初任者研修等修了者名簿（別添様式）を知事に提出しなければならない。

(調査及び指導)

第17条 知事は、事業者に対し、必要があると認めるときは、事業に関する報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。また、事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善指導を行うことができる。

2 知事は、必要と認めるときは、事業者の事務所及び研修実施場所等において実地調査を行うことができる。

3 知事は第1項に定める改善指導について、改善が認められるまで、研修の中止を命ずることができる。なお、この場合においては、あらかじめ書面をもって事業者に通知するものとする。

4 知事は、第10条第4項第1号の要件を満たすものとして申請を受けた場合又は指定を

した場合は、必要に応じ、本県以外の実習施設の所在地の都道府県に対し、当該実習施設に対する指導監査等に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができるものとする。

(指定の取消し等)

第18条 知事は、事業者が次の各事項のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 第10条に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- (2) 指定申請または実績報告等において虚偽の申請又は報告を行ったとき。
- (3) 事業を適正に実施する能力が欠けると認められるとき。
- (4) 事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
- (5) 前条第3項に定める改善指導に従わないとき。
- (6) その他事業者として不適切と判断されるとき。

2 前項の規定により指定の取消しを行った場合、その後改善が認められない限り、新たな指定を行わないものとする。

(留意事項)

第19条 実施主体は、研修事業の実施に当たり、安全の確保、事故の防止等について、必要な策を講じなければならない。

2 実施主体は、事業運営上知り得た受講者の秘密の保持に留意し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないように、適切に管理しなければならない。

3 実施主体は、実習に当たって、実習施設等の利用者の健康、安全及び人権について最大限の配慮をするよう受講者を指導するとともに、実習において知り得た個人の秘密について、個人の権利利益を侵害することがないように受講者を指導しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、事務の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

(1) この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(2) 「佐賀県居宅介護職員初任者研修等事業者の指定に関する要綱」は廃止する。ただし、既に指定を受けている事業者については、引き続き指定されているものとして扱う。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年5月26日から施行する。